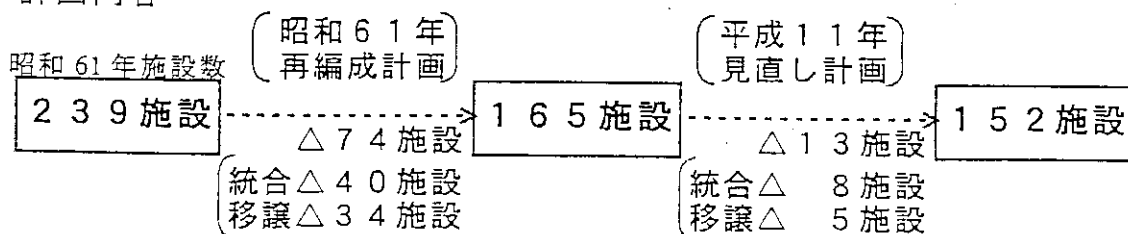


### 3 国立病院・療養所の再編成について

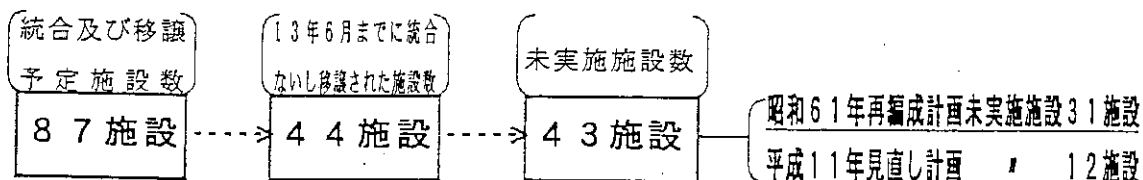
#### (1) 目的

● 国立病院・療養所については、昭和50年代後半以降、他の公私医療機関の整備・充実が進んだことから、行政改革の一環として『統廃合』又は『経営移譲』による再編成を推進することにより、生み出された要員等の資源を集中・集約し、国立医療機関にふさわしい高度又は専門的医療等を適切に遂行するための機能の質的強化を図ることとした。

#### (2) 計画内容



#### (3) 進捗状況（平成13年6月現在）



#### （参 考）再編成計画の年次別進捗状況

区分	再編成計画施設数	年次別減少施設数													再編成計画未実施施設数				
		昭和61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	13	計
統合による減	61年計画							2	3	1	3	1	2	1	2	6		21	19
	見直し計画																		8
移譲による減	61年計画				1				1			1	4	4	6	4	1	22	12
	見直し計画																1	1	4
計	61年計画				1			2	4	1	3	2	6	5	8	10	1	43	31
	見直し計画																1	1	12
全体	87				1			2	4	1	3	2	6	5	8	10	2	44	43

(4) 今後の対応

- ① 昭和61年再編成計画対象施設（74施設）のうち未実施施設（32施設）について、移譲又は廃止の別、実施予定時期、移譲する場合の引受先（管理委託先を含む）の候補について決定し、本年4月20日に公表した。

統合後廃止予定対象：19施設  
（経営移譲：8施設）  
（廃止：11施設）

経営移譲対象：13施設  
（経営移譲：9施設）  
（廃止：4施設）

- ・ 統廃合計画 → 統合に必要な最低限の建物整備の完了予定時期を基本とし、独立行政法人への移行時（平成16年度）までに概ね完了
- ・ 経営移譲計画 → 独立行政法人への移行時までに全て完了

※平成13年6月現在

- ① 平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設（12※施設）について、平成13年度末を目途に施設の廃止を含む対処方策を決定することとしている。

## 4 国立高度専門医療センターについて

国立高度専門医療センター（いわゆるナショナルセンター）は、我が国における死亡数、患者数、医療費のいずれをとっても最も大きな割合を占める、がん、脳卒中、心臓病など、その制圧が国民的願望となっている疾病について、高度先駆的医療の実施、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究、医療従事者の研修などを一体的に行うための中核的機関として設置したものである。

### （1）国立がんセンター

我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修を行うために、昭和37年2月に設置した。また、平成4年7月に国立柏病院と国立療養所松戸病院とを統合し、国立がんセンター東病院として国立がんセンターの組織に組み込み、国立がんセンター中央病院と一体的に運営しており、診療機能についても、それぞれ機能分担を行い、連携を図っているところである。

さらに平成11年1月に中央病院新棟を開棟し、臓器別診療体制の導入等を図り、診療機能の強化を図ったところである。

平成13年度において、メディカルフロンティア戦略に基づき、がん予防研究センター（仮称）の具体的な内容の検討を行うところである。

### （2）国立循環器病センター

我が国の脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修を行うために昭和52年6月に設置した。

平成9年10月の「臓器移植に関する法律」の施行に伴い、心臓移植実施施設（全国で3施設）に選定されるとともに、平成10年6月に臓器提供施設としても選定された。今後、心臓移植医療についても中心的な役割を担っていくこととし、平成11年5月の心臓移植の実施から、既に6例の実績があり、平成13年5月には、心臓移植にかかる医療費について、高度先進医療が適用されたところである。

### （3）国立精神・神経センター

我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神疾患、神経疾患、筋疾患、発達障害等に関する診断、治療、調査研究及び技術者の研修を総合的に行う我が国の中枢機関として昭和61年10月に国立武蔵療養所（神経センターを含む）及び国立精神衛生研究所を統合して設置し、さらに昭和62年4月に国立国府台病院を統合した。

武蔵病院においては、極めて高いレベルの精神・神経疾患の診断、治療法の選択、治療の効果判定を行っているところであり、また、臨床検査部に設置した生検筋、DNA等の研究資源バンクにより、国内だけでなく海外の病院、研究機関とネットワークを作っている。

国府台病院においては、大きな精神科部門を有する総合病院として、精神疾患患者の内科・外科的合併症の総合的診療、精神分裂病、うつ病、睡眠障害、児童思春期精神疾患についての高度先駆的精神医療を実施しているところである。

現在、神経研究所については分子生物学的側面からの研究を行い、精神保健研究所は社会医学的な側面からの研究を行ってきたが、2群の研究系（疾病研究系、基盤研究系）を統合することにより、飛躍的な研究の進捗が期待されていることから、平成13年度においては、精神保健研究所の移転整備に係る基本設計を行うこととしている。

#### (4) 国立国際医療センター

我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修を行うために、平成5年10月に国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合し、国立国際医療センターを設置した。特にエイズに関しては、エイズ治療・研究開発センターを設置し、最先端医療の提供、最新情報の提供、新しい治療法の開発研究などを行っている。

また、海外派遣については、開発途上国における保健医療プロジェクト（母子保健、地域保健、感染症対策等）に積極的に参加し、これまでに29の長期プロジェクトで中心的な役割を果たし、協力や調査を行っており、延べ977名が派遣され、さらに、開発途上国の医療関係者の日本での研修についても、延べ479名の受け入れを行っているところである。

#### (5) 国立成育医療センター

急速な少子高齢化が進む中で、将来を担う世代の健全な育成を図る体制の確立が求められている。このため、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する医療（成育医療）の向上が必要である。

この成育医療の先導的役割を担う施設として、国立小児病院と国立大蔵病院を統合し、国立高度専門医療センターとして整備を進めている。

なお、国立成育医療センターの開設は、平成14年3月1日を予定している。

#### (6) 国立長寿医療センター（仮称）…（設置予定）

人口の高齢化の進展に伴い、痴呆性老人や寝たきり老人等加齢に伴い発症する疾病への医療の在り方が問題となっている。

このため、従来の診療科別による対応を越え、高齢者の健康や疾病に着目した概念として長寿医療を位置づけ、国立病院・療養所の再編成計画に基づき、長寿医療に関する高度先駆的医療の実施体制を進めていくため、国立療養所中部病院を国立高度専門医療センターとして整備し、①老化機構の解明、②高齢化に特有の疾病の原因解明と予防・診断・治療法の確立、③高齢者の社会的・心理的諸問題の研究等の幅広い分野の総合的研究と包括的な医療の推進を行うこととしている。

## 5 看護婦等の養成について

### (1) 国立病院・療養所の養给力等について

国立病院・療養所附属養成所は、現在104校、112課程1学科（助産婦課程5、看護婦3年課程71、看護婦2年課程14、准看護婦課程4、医療専門課程18課程（理学療法学科9、作業療法学科9）、視能訓練学科1）である。

また、平成13年度より国立看護大学校（4年制・1学年定員100人）を開校した。

1学年の総定員は5,270人で、看護職員養成関係が4,870人、他の技術者の養成関係が400人である。

養成区分	学校数(校)	1学年定員(人)
助産婦	5	170
看護婦(3年課程)	71	3,940
看護婦(2年課程)	14	540
准看護婦	4	120
理学療法士	9	180
作業療法士	9	180
視能訓練士	1	40
小計	104	5,170
国立看護大学校	1	100
合計	105	5,270

注1) 理学療法士、作業療法士については、「リハビリテーション学院」として養成を行っているので、学校数を9校として扱っている。

### (2) 国立看護大学校について

#### ① 設置の目的

がん、循環器病等の高度先駆的医療や国際医療協力等の政策医療分野における看護を中心とした特色ある看護教育を行い、これら政策医療を実施する国立高度専門医療センターの職員になろうとする看護婦等を養成することを目的として、平成13年4月に開校した。

#### ② 教育内容、組織等

大学と同等の教育を行い、卒業生が学士（看護学）の称号を取得できるよう、大学評価・学位授与機構の課程認定を受けている。

- 学生定員：400人（1学年定員100人）
- 就学期間：4年間
- 教職員定員：教授、助教授、講師等全体で50人程度
- 実習施設：国立高度専門医療センター等
- 国家試験受験資格：看護婦、助産婦（課程選択者のみ）

## 6 国立病院・療養所の財政状況について

### (1) 平成13年度国立病院特別会計予算の概要

○ 国立病院特別会計の収支状況

(単位:億円、%)

入			出		
歳 事 項	13年度	構成比	歳 事 項	13年度	構成比
診療収入	7,939	75.4	経 営 費	8,538	81.1
借 入 金	882	8.4	看護婦等養成費	85	0.8
積立金より受入	179	1.7	施設整備費	967	9.2
雑 収 入	221	2.1	特別整備費	901	8.6
一般会計より受入	1,310	12.4	一般整備費等	66	0.6
			国債整理基金 特別会計へ繰入	939	8.9
			予 備 費	2	0.0
合 計	10,531	100.0	合 計	10,531	100.0

(参考) 一般会計より受入の推移

(単位:億円、%)

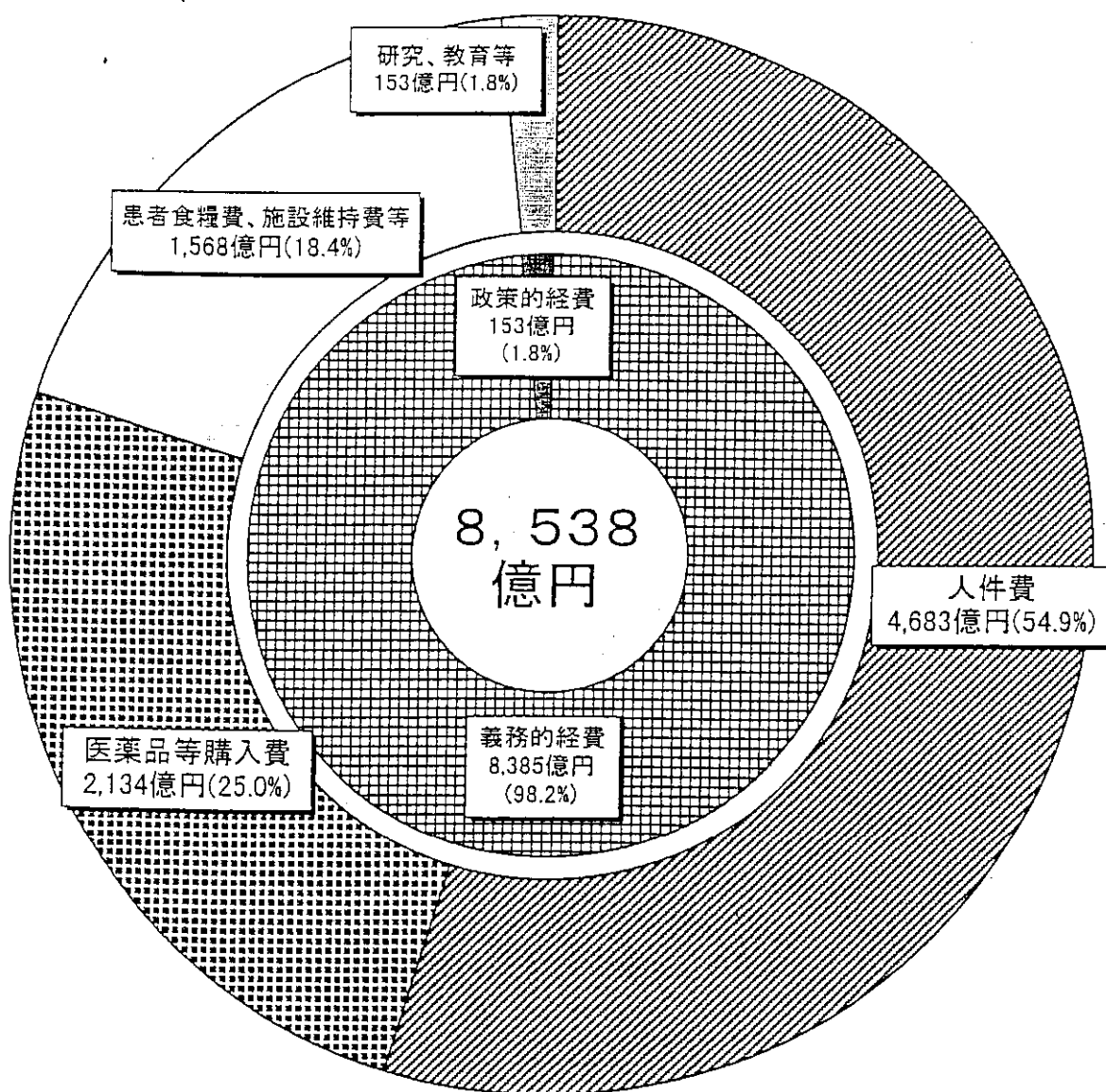
年度	当初予算額 (A)	一般会計受入額 (B)	対前年度 増△減額	受 入 率 (B)/(A)
4	9,418	2,406	218	25.5
5	9,947	2,482	76	24.9
6	10,373	2,588	106	24.9
7	10,502	2,486	△ 102	23.7
8	10,651	2,196	△ 290	20.6
9	10,871	1,802	△ 394	16.6
10	10,980	1,468	△ 334	13.4
11	10,720	1,418	△ 50	13.2
12	10,632	1,404	△ 14	13.2
13	10,531	1,310	△ 94	12.4

## (2) 国立病院特別会計予算の経費の概要

歳 入		歳 出	
区 分	概 要	区 分	概 要
<u>診療収入</u> 入院患者収入 外来患者収入	入院患者の診療に伴う収入 外来患者の診療に伴う収入	<u>経営費</u> 人件費 物件費 医薬品等購入費 医療機器整備費 患者食糧費 がん研究助成金  循環器病研究委託費 精神・神経疾患研究委託費 国際医療協力研究委託費 小児医療研究委託費 長寿医療研究委託費 その他	国立病院等の経営に必要な人件費  薬品類、医療用消耗品等の購入費 医療機械の購入費並びに修繕費 患者の食糧費 がんに関する研究機関及びがん研究者の研究費に対し交付する助成金 循環器病に関する研究委託費 精神・神経疾患に関する研究委託費 国際保健医療協力に関する研究委託費 小児医療に関する研究委託費 長寿医療に関する研究委託費
<u>借入金</u>	国立病院特別会計法第3条の2第1項の規定により病院等の整備の財源としての財政融資資金からの借入金	<u>看護婦等養成費</u> 人件費 物件費 生徒食糧費 その他	看護婦等養成所の運営に必要な人件費  看護婦等養成所の生徒の食糧費
<u>積立金より受入</u>	前々年度の決算剰余金を歳入として受け入れた額	<u>施設整備費</u> 施設整備費(※1) 特別施設整備費(※2)  不動産購入費 その他  <u>国債整理基金特別会計へ繰入</u>	研究施設等の整備費 国立病院等の建替・増改築及び大型医療機械等の整備費 不動産の購入費  借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払いのための国債整理基金特別会計へ繰り入れる経費
<u>雑収入</u> 不動産売払代  受託調査試験等収入  看護婦等養成所授業料 看護婦等養成所生徒給食費受入  看護婦等養成所入学及検定料  その他	国有財産法第15条及び第20条の規定による不動産の売払による収入 看護婦、診療放射線技師等の学校、養成所の学生の受託実習経費にかかる収入等 看護婦等養成所の授業料にかかる収入 看護婦等養成所の生徒給食費の材料費相当分にかかる収入 看護婦等養成所の入学検定料及び入学料にかかる収入	予備費 予見し難い予算の不足に充てるための経費	
<u>一般会計より受入</u> 一般経費受入  看護婦等養成費受入	国立病院特別会計法第17条第2項の規定による経営費、施設整備費等の財源の一部に充てるための一般会計からの受入額  国立病院特別会計法第17条の規定による看護婦等養成費の財源の一部に充てるための一般会計からの受入額		

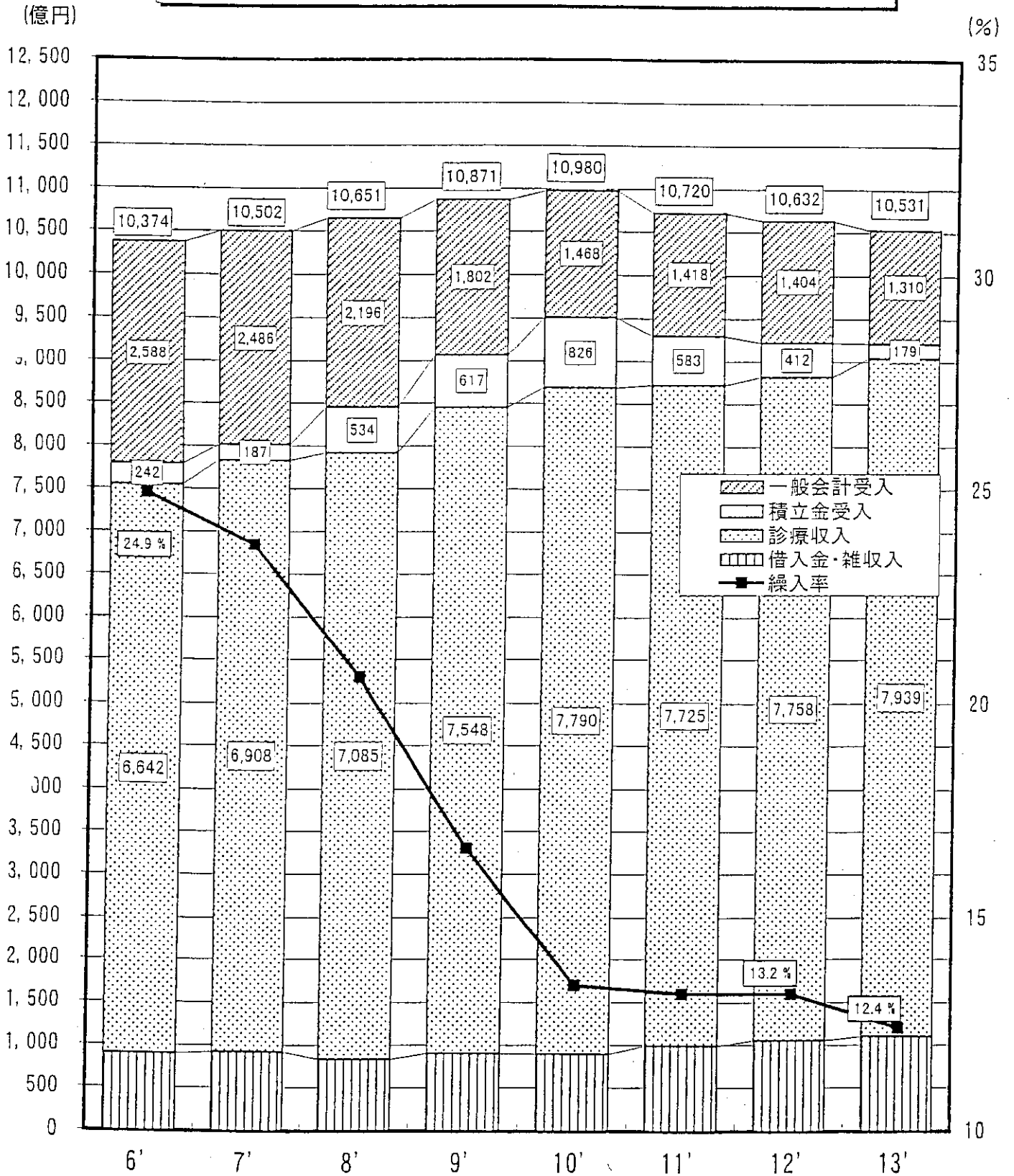
(※1) 一般会計より受入れ      (※2) 財政融資資金からの借入れ

### (3) 経営費の構成(13年度予算)

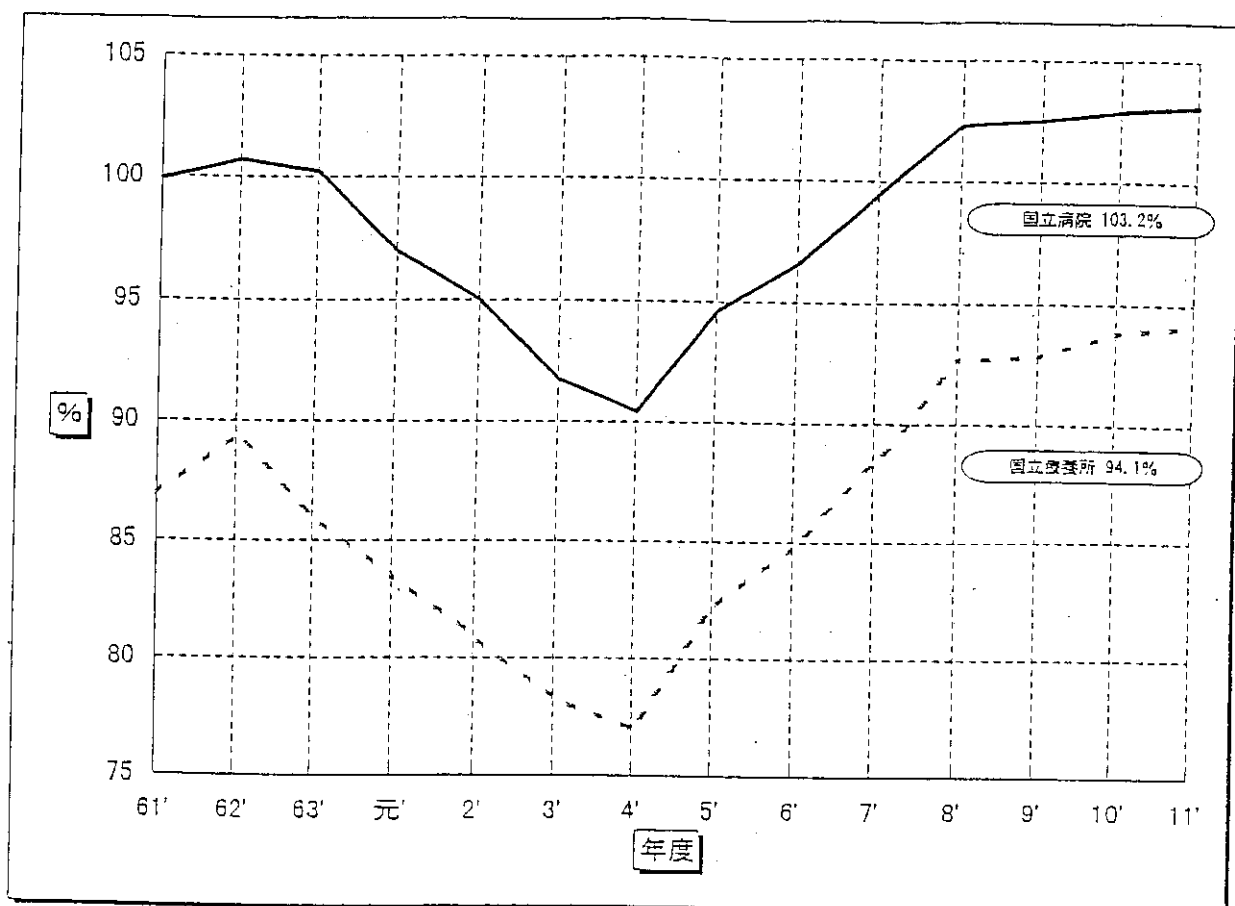




### (4) 国立病院特別会計歳入(内訳)の推移



(5) 国立病院・療養所の経常収支率の推移



(単位：%)

年度	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'	9'	10'	11'
国立病院	99.9	100.7	100.2	97.0	95.0	91.7	90.4	94.6	96.6	99.5	102.4	102.6	103.0	103.2
国立療養所	86.9	89.4	86.0	83.4	80.9	78.2	76.9	82.1	84.8	88.3	92.6	92.8	93.8	94.1

(注) ナショナルセンター及び各年度の再編成実施施設を除く。

○ 経常収支率100%以上の国立病院・療養所の推移

(単位：施設)

年度	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'	9'	10'	11'	
病 院	100%以上	45	49	49	33	18	18	6	21	31	42	56	54	51	54
	100%未満	53	48	48	64	79	79	89	71	60	48	33	31	31	22
	計	98	97	97	97	97	97	95	92	91	90	89	85	82	76
療 養 所	100%以上	9	16	3	5	2	1	1	2	4	25	21	34	34	
	100%未満	129	122	135	132	135	136	135	133	132	128	106	108	93	91
	計	138	138	138	137	137	137	136	134	134	132	131	129	127	125

(注) ナショナルセンター及び各年度の再編成減少施設を除く。

※ 経常収支率 =  $\frac{\text{経常収入（診療収入及び不用品売払代、検査及使用料収入などの雑収入）}}{\text{経常支出（人件費、材料費及び光熱費などの経費）}} \times 100$

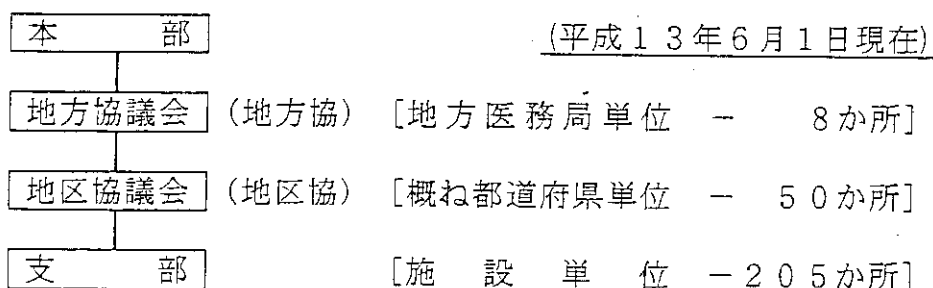
## 7 健全な労使関係の確立について

### (1) 全日本国立医療労働組合（全医労）の特色

- ア 高い組織率（50.4%）－看護婦・労務職が主体（全組合員の90.3%）  
（昭和57年以降、組織率は減少傾向（昭和57年78.1%））
- イ 「全国労働組合総連合」（全労連）の中核団体
- ウ 非職員のプロ専従者による中央指導
- エ 自治体、住民に対する活発なオルグ活動

### (2) 全日本国立医療労働組合の概要

- ア 結 成 昭和23年12月1日
- イ 組合員 28,811人  
(平成12年11月1日現在 厚生省調べ)
- ウ 組 織



### (3) 健全な労使関係を確立するための取組み

従来、国立病院・療養所における労使交渉は、法令に基づく事前の取決めが十分に行われなかった結果、長時間の集団交渉、院長の権限のない事項についての確認が行われるなど、国家公務員法に違反するような事例がみられた。

このため、平成5年12月（北海道については平成4年10月）に業務改善命令を発出して違法な確認の破棄を行った。

さらに、労務管理体制の整備や労使問題に対する日常的な事務処理能力を強化するとともに、次のような取組みを通じて、健全な労使関係の確立を図っているところである。

#### ア 国家公務員法に基づく交渉の実施

- (ア) 予備交渉の徹底
- (イ) 管理運営事項及び権限外の事項を対象にしないことの徹底

#### イ 服務規律の保持の徹底

- (ア) 職務に専念する義務の遵守  
(勤務時間内に職員団体の活動を行わせないこと)
- (イ) 庁舎管理規則の遵守  
(職員団体の活動のため無許可で庁舎を利用させないこと)

#### ウ 交渉の「在り方」ルール化(H6.9.29)後の交渉・要望の実績

(平成13年6月8日現在)

- (ア) 交渉 44施設 (51件)
- (イ) 要望 36施設 (44件)、7地方厚生局 (24件)